平成２７年（フ）第３６号
神奈川県秦野市鶴巻南１丁目34番21号　第２コーポ北村101号
債務者　中村　道男
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２５２号
青森市長島４丁目21―11　川崎アパート１―２、住民票上の住所青森県弘前市大字中畑字俵元74番地４
債務者　三上　喜知
1　決定年月日時　平成27年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４８２号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領436番地１ＡＬＰＥＮＷＩＧＩ201
債務者　志村美帆子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１８号
神奈川県秦野市名古木865番地の２　大木貸家５号、前住所神奈川県伊勢原市笠窪312番地の１　リバーサイドヒルズ203号
債務者　杉山　勝巳
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３５号
愛知県知多市日長字神山畔57番地
債務者　中井ひさ子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７号
愛知県清須市新清洲１丁目５番地１　新清洲マンションＣ５号、従前の住所愛知県清須市土田１丁目10番地５　デュープレックス国王５・101
債務者　中原　恵美
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２号
大分県佐伯市蒲江大字畑野浦1804番地３
債務者　原田　真代
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２６年（フ）第５９２号
千葉県流山市西初石２丁目913番地の１　コンドミニアム初石Ｃ―302
債務者　大西　貴之
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１２号
北九州市小倉南区富士見２丁目６番３―202号
債務者　野口　清幸
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３０号
北九州市小倉南区北方１丁目16番10―202号
債務者　濱口　裕則
1　決定年月日時　平成27年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３６号
北九州市小倉北区宇佐町２丁目11番16号　ハイツ宇佐201号
債務者　福山　智子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４１号
北九州市小倉南区上葛原１丁目１番１―305号
債務者　乙女　　恵
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１６号
仙台市青葉区宮町２丁目３番14―401号、従前の住所宮城県柴田郡川崎町大字今宿字笹谷町20番地１
債務者　庄司　　誠
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７号
福島県石川郡石川町字大室320番地
債務者　井関　利明
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第４２３号
茨城県笠間市中央３丁目６番17号
債務者　苅部　親志
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２号
茨城県日立市久慈町５―47―８　久保ハイツＡ202号室、住民票上の住所茨城県日立市金沢町１丁目５番17号
債務者　土田　欣宏
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第４６５号
新潟市中央区新和３丁目19番１号
債務者　野々村富美子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
新潟地方裁判所民事部